

電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会
合同公開ヒアリング(第3回)資料

ユニバーサルサービス制度 の在り方について

平成20年5月27日

株式会社ケイ・オプティコム

はじめに

ユニバーサルサービス制度の在り方について、弊社意見を述べさせて頂ける機会を頂き、誠にありがとうございます。

《弊社のユニバーサルサービス制度に対する基本的な考え》

○国民生活に必要な最小限のコミュニケーション手段をあまねく日本全国で確保されるべきものとして、ユニバーサルサービスを維持することは必要である。

⇒「1. ユニバーサルサービスの範囲について」でご説明

但し、次の点を考慮しておく必要がある。

①基礎的電気通信役務の収支のみによって、適格電気通信事業者へ補てんするの可否かを決定することについては、見直す必要がある。⇒「2. 適格電気通信事業者への補てんの在り方について」でご説明

仮に、適格電気通信事業者への補てんが必要ということならば

②ユニバーサルサービスコストの算定にあたっては、PSTNからIP網への移行を素直に反映させるべきである。⇒「3. コストの算定方法について」でご説明

③ユニバーサルサービスが全ての国民が享受できるものであることを踏まえると、国民全体で支えられるべき制度であることを明確にする必要がある。⇒「4. コストの負担方法について」でご説明

1. ユニバーサルサービスの範囲について

- ✓ユニバーサルサービスの範囲を拡大しすぎると、それを維持するためのコストも増加し、結果的にユニバーサルサービスの補てん額も高くなる可能性が高い。
- ✓現行のユニバーサルサービスは、2010年代初頭においても依然として重要な役割を担っていると想定される。
- ✓現に競争途上にあるサービスを、新たにユニバーサルサービスとした場合、公正な競争を阻害することが懸念される。



- ユニバーサルサービスの範囲は、国民生活に必要な最小限のコミュニケーション手段に限定することが必要と考えます。
- 当面は、現状通り「加入電話」「公衆電話」「緊急通報」とすることが適切と考えます。
- なお、将来的なユニバーサルサービスの範囲については、加入電話との代替性やサービスの提供状況、競争の進展状況等を十分検証のうえ、具体的なサービスを慎重に特定する必要があります。

加入電話

2010年代初頭においては、加入電話の加入者が依然として音声電話の契約数の過半を占めている状況が想定されることから、その維持を図ることは依然として重要

公衆電話

携帯電話等の普及に伴い、利用は年々減少していく状況が想定されるが、災害時優先電話としての機能を有する公衆電話は、依然として重要な役割を担っている

緊急通報

国民の安全を守るうえで、非常に重要

2. 適格電気通信事業者への補てんの在り方について

- ✓適格電気通信事業者が、IP系サービス等において多大な営業費用（広告宣伝や販売インセンティブ、料金値引き）をかけているにもかかわらず、ユニバーサルサービスに係るコストの補てんを受けることは、一般的に理解し難い。
- ✓基礎的電気通信役務収支が赤字であることから交付申請を行っているが、「指定電気通信役務（Bフレッツ等）」に係る営業費用の投入状況等を踏まえると、適格電気通信事業者への補てんが必要かどうか甚だ疑問である。
- ✓NTT東西においては、公社時代から、ユニバーサルサービスの提供責務を担ってきたことにより、そのブランド力は絶大であり、かつ、ビルへの引込ルートやビル内の敷設ルート等が当然のごとく確保されている等、既に大きな便益を得ている。
- ✓会計制度の見直しや情報通信審議会への報告等がなされているものの、ユニバーサルサービス交付金の使われ方について、引続き透明性を高めていく必要がある。

○適格電気通信事業者は、補てんの必要性について、国民や他事業者が納得できるように説明すべきと考えます。

○適格電気通信事業者への交付金の使われ方について、より一層透明化を図っていくことが必要であると考えます。

[平成18年度 NTT西日本決算概要（単位：億円）]

出典：NTT西日本HP

		営業収益	営業費用	営業利益
電気通信事業営業損益		17,952	17,708	244
指定電気通信役務	特定電気通信役務	8,412	7,729	683
	基礎的電気通信役務	4,866	5,244	▲ 378
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	1,151	2,419	▲ 1,269
指定電気通信役務以外の電気通信役務		8,389	7,560	829
附帯事業営業損益		1,563	1,602	▲ 39
営業外損益		769	433	336

約2,100万契約
(加入電話)

補てん
額56億
円

約290万契約
(Bフレッツ+フレッツISDN)

販売促進費
1,000億円以
上?

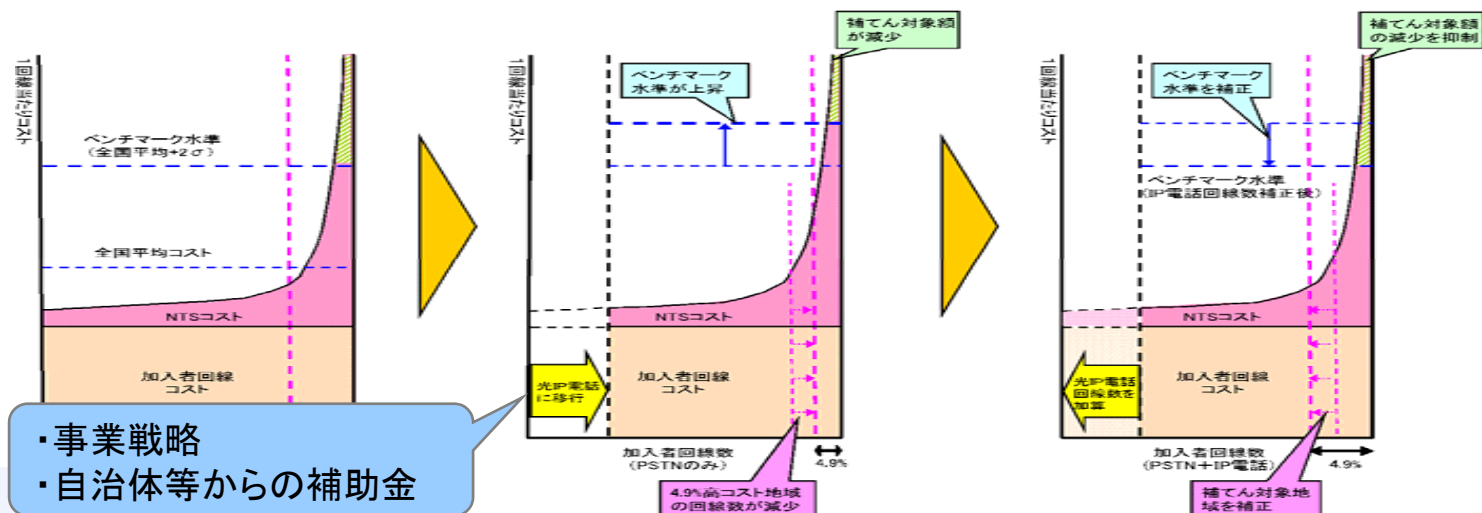
営業利益	205
経常利益	540

3. コストの算定方法について

- ✓「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」にて提言されたPSTNからIP網への移行による加入電話加入数の減少分を補てん対象額算定上反映しないことは、例えば、不採算地域だけを残してOABJ-IP電話に移行するなど、適格電気通信事業者の事業戦略や意向に基づいた置き換えが行われる可能性もある。
- ✓また、補てん対象地域において、ブロードバンド基盤整備に伴う自治体等から補助金等の支援を受けてPSTNからIP網への移行が進められている可能性もある。

○PSTNからIP網への移行については、適格電気通信事業者の事業戦略に基づいて進められていることから、補てん対象額算定にあたっては、光IP電話回線数を除外すべきと考えます。

○適格電気通信事業者がブロードバンド基盤整備に伴う自治体等から補助金等の支援を受けてIP網への移行を進めている地域に係る加入電話コストについては、補てん対象から除外すべきと考えます。



4. コストの負担方法について

✓ユニバーサルサービスについては、国民全体で支えるべきものである。



- ユニバーサルサービス料は、事業者負担にせよ、利用者負担にせよ、結果的には利用者に負担いただいていることには変わりはないことを理解いただく必要があると考えます。
- ユニバーサルサービス料の利用者転嫁については、事業者の経営判断等に委ねるのではなく、統一的な取扱いを制度化すべきであると考えます。
- 上記の趣旨から、負担対象事業者について、原則として特例扱いを設けないこととし、負担事業者の基準（事業収益10億円）、負担上限額（事業収益の3%上限）は撤廃すべきであると考えます。

1. ユニバーサルサービス制度の範囲について

当面、現状通り「加入電話」「公衆電話」「緊急通報」とすることが適当と考えます。なお、将来的なユニバーサルサービスの範囲については、加入電話との代替性やサービスの提供状況、競争の進展状況等を十分検証のうえ、具体的なサービスを慎重に特定する必要があると考えます。

2. 適格電気通信事業者への補てんの在り方について

適格電気通信事業者は、補てんの必要性について、国民や他事業者が納得できるように説明すべきと考えます。また、交付金の使われ方について、より一層透明化を図っていくことが必要であると考えます。

3. コストの算定方法について

PSTNからIP網への移行については、適格電気通信事業者の事業戦略に基づいて進められていることから、補てん対象額算定にあたっては、光IP電話回線数を除外すべきと考えます。また、適格電気通信事業者が自治体等から補助金等の支援を受けてIP網への移行を進めている地域に係る加入電話コストについては、補てん対象から除外すべきと考えます。

4. コストの負担方法について

ユニバーサルサービス料の利用者転嫁については、事業者の経営判断等に委ねるのではなく、統一的な取扱いを制度化すべきであると考えます。また、負担事業者の基準は撤廃すべきであると考えます。